

表1 JIS 漢字の問題点

《字種の不足》

- 1) いずれの JIS 規格にもない。
族 福島県郡山市字族巻平〔地名〕
- 2) JIS 第1～第4水準にはない。
榨 ザーサイ 菜 (「補助漢字」にはある)
- 3) 第1・第2水準にはない。
勝 ぬでしま 勝島〔姓・地名〕
莠 くさなぎ 草莠〔姓〕
鄧 トウシヨウヘイ 鄧小平〔姓(中国)〕
標 かんじき 標〔名詞〕
挽 も 挽ぐ〔動詞〕

《字体・包摂規準》

- 1) 区別したいという字体・字形が表現できない。
高 高
吉 吉
骨 骨
- 2) 異体字が豊富に採用されたものがある。
剣 劍 劒 劔 劔 劔
飲 飲
顔 顔
熙 熙
凜 凜

《幽霊文字の採用》

- 岾 (岾)〔地名〕
榜 (榜)〔地名〕

「也」など、表外字が使用される割合が高い。

漢字には、特定の位相(社会集団や場面)で用いられるものもある。たとえば、「罍」は僧侶や仏教関係者、「鋌」(鋌金「板金」)「斫」(斫る)は特定の職種の人だけが用いる漢字である。

漢字に対する体系的な政策が施されることなく、漢字が自由に使われていた江戸時代であっても、寺子屋などのために識字率は低くなかったといわれ、日常使用される漢字の種類はほぼ定まっていたようである。それでも、漢字を多く使う文献もあるという実情に対して漢字制限論が起り、明治時代には福沢諭吉もその実践を行なっている。


【国字】 日本で使用されている漢字には、出自から見ると中国製のものと日本製のものとが混在している。日本における文字は、字種、字体、用法、表記法のあらゆる面で日本化を起しているが、それらが凝縮され、最も日本らしさを有するものが日本製の漢字、すなわち「国字」である。

中国の漢字にならって日本で作られた漢字は、古く

奈良時代以前から見られ、「和字」「作り字」などの呼称もあったが、江戸時代に新井白石によって「国字」という用語が与えられた(『同文通考』; 図3)。

国字は、日本語の名詞を表記する必要によって作られたものが多いが、中には既存の漢字があっても、それよりも効果的な表現をめざしてあえて生み出されたと思われるものがある。新しいものでは、「俚」(くるま/シャ)や「糰」(センチメートル/センチ)のように、明治期に作られて定着を見たものも稀にある。漢字に形声文字が圧倒的に多いのは中国語を書き表すためであったが、国字にはその必要性が乏しかったこともあり、音をもたずに和語を訓にもち、成り立ちが理解しやすい会意文字が多い。さらに、「働」のように音を獲得したものは、造語力に富む文字となった(表2)。

国字のうちで、漢和辞典に載っているものは定着度の比較的高かったものにすぎず、歴代の文献資料の中には様々な造字の跡が残っている。その数は、現存する文献に見られるだけで、数千種類を下ることはない。その中には、中国の漢字体系の枠組みを超えたものが見られ、画数でも84画に及ぶ次のようなものまである。

 (たいと・おとど 姓とされる)

漢字を作る行為自体は、漢字遊びとして古くからあり、それが国字と認定されるに至ったものも存在する。

中国の漢字に文字の規範を求める立場からは、国字は「和習」の1つとしてさげすまれた。また、主に字数を奇数にするための歌舞伎の外題に見られる「燈」(かぶまき)「驪(伎)」などの造字にも、江戸時代のうちから批判がある。

なお、中国の字書にないからといって、そのすべてが国字であると断定することはできない。中国古典から日本に入り、常用されている「扱」「咲」「堀」という字は、現代中国語としてはほとんど使われない。こうしたもののうち、古典的な字書に掲載されなかったものは、「国字」つまり中国の漢字にならって日本で作った漢字であると誤解されることがある。「刃」「文メ」合字説は字源の俗解によるもの)がその例であり、かつて中国で使われていた漢字が、字書に載ることなく廃れ、日本では使用されたものである。平安時代の和書に漢籍からの引用が示されている「鰯」もその例であり、これらは「佚存文字」などの呼称を設け、国字とは区別すべきである。また、単なる漢字の字体が異なる「異体字」や、定着性の乏しい「誤字」にすぎない場合にも、国字と判断すべきでないものがある(「砥」に由来する「硯」,「寡」を誤った「寡」など)。

これらは現代の中国や韓国から見れば、日本特有の漢字であり、こうした字種が見られる文章はいかにも日本語らしいという印象を受けるはずである。